

様

金沢市保健所長

就 業 制 限 通 知 書

あなたは、下記感染症であると医師から届出がありました。

まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 2 項の規定により、下記の業務に従事することが禁じられているので通知します。

対象者の氏名及び住所	金沢市
感染症の名称及び当該者の症状	類感染症（ ） 症状（ ）
診 断 方 法	病原検査 検体（ ） 結果（ ）
初 診 年 月 日 及 び （ 診 断 年 月 日 ）	年 月 日 （ 年 月 日 ）
法第 18 条第 2 項に規定する業務及び就業制限の期間に関する事項	就業制限内容 接客業その他の多数の者に接触する業務 就業制限期間 病原体を保有していないと確認されるまで 又は、その症状が消失するまで
この就業制限の規定に違反した場合の措置	この就業制限の規定（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 2 項）に違反した場合は、同法第 77 条第 4 号の規定により罰金に処せられます。
就業制限の対象者でなくなったことの確認の請求	この就業制限の規定（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 2 項）の適用を受けている者又はその保護者は、金沢市保健所長に対してこの就業制限の対象者でなくなったことの確認を求めることができます。
その他必要と認める事項	なし

- この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記 1 の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。